

○ 平成28年度事業計画

平成28年4月1日から平成29年3月31日

公益財団法人鳥取県暴力追放センター

事業	事業内容
第1 広報・啓発	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚、センター活動の理解と周知を図るために、以下の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「暴力追放鳥取県民大会」の開催 <p>平成28年秋頃、とりぎん文化会館にて、「第25回暴力追放鳥取県民大会」を県警と共催。 (参加者予定人員500人)</p> 2 宣伝、普及活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関紙「暴追とっとり」第47号、第48号の発行 (各 27,000部) ○ ポスター・チラシの製作頒布 ○ 警察・自治体等が発行する広報紙への掲載依頼、並びに日刊紙等への積極的な資料提供、投稿等 ○ 責任者講習「受講修了書」並びに「賛助会員証」(ステッカー) 掲示運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ※ 賛助会員の拡大～情報提供をできるシステム作り ○ 広報塔による広報 ※ 既設広報塔(5基)の管理 ○ 路線バスへのラッピング(米子市) 広告掲載 ○ 春・夏・秋の防犯運動時における広告掲載 3 各種業、職域、地域等の講習会・研修会等での講演の推進 警察との適宜配分 4 インターネット(平成21年4月ホームページ開設)による 情報公開、広報 5 表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団排除活動の功労者(団体)、財団事業への協力者等の積極的な表彰～暴力追放県民大会における表彰 ○ 管区表彰「中国管内暴力追放運動推進センター連絡協議会」、全国表彰「全国暴力追放運動推進センター」への積極的な上申 6 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(いわゆる政府指針)の普及と啓発 ○ 鳥取県暴力団排除条例の普及と活用(H23.4.1施行)

<p>第2 組織活動支援</p>	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する民間の自主的な組織活動への支援として、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「鳥取県暴力団排除関係組織連絡協議会」(22 団体)の総会等の行事への相談委員の参加、講演、資料提供等 2 地域、職域暴排組織が行う、「暴力追放大会」、「研修会」等各種行事への講師の派遣、資料提供等 3 地域組織が行う暴排対策の中、特に重要な取組に対する支援、連携した活動(暴力団お断り連盟の拡大等) 4 暴力団事務所の撤去、進出阻止活動に対する、警察、全国センター、弁護士会(民暴対策委)による三者協定の積極的活用と緊密に連携した情報提供、指導、活動資金の貸付け等 5 企業パトロール、事業者に対する暴力団情報の提供等による賛助会員の拡大事業
<p>第3 暴力追放相談</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団員による不当な行為に関する相談について、「暴力追放相談委員」による受理、申立人(相談者)の立場に立った的確な処理、フォローを行う。 2 暴力団の不透明化に対応し、いわゆる「反社会的勢力」による不当要求等の相談について、的確な対応を図る。 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務ネットワーク「鳥取県相談業務関係機関ネットワーク」、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」、「日本司法支援センター鳥取」等と連携する。 ○ 財団・警察・弁護士会で組織する「民暴研究会」で緊密に連携するとともに、「出張相談所」(合同相談日)を設置する。 ○ 企業パトロールの実施による、潜在(泣き寝入り)事案の掘り起こしと保護救済を行う。
<p>第4 少年被害防止対策 ～少年を暴力団から守る活動～</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 少年に対する暴力団の影響を排除するため、暴力追放相談委員により、相談申出人に対する助言、暴力団の影響を受け又は受ける虞のある少年に対する指導、少年を中心とする各種団体等への啓発活動、少年及び保護者に対する一般的な働きかけ、広報を的確に行う。 2 風営適化法38条の「少年指導委員」に対する研修を行う。
<p>第5 暴力団離脱者援助 ～社会復帰対策～</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるため、「鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」等と連携を図りながら、相談申出人に対する助言、離脱者に対する一般社会への定着のための生活・就業相談、離脱希望者やその家族等に対する離脱のノウハウの教示等を的確に行う。 2 上記協議会の中、受入事業所の拡大と組織の活性化を図る。 3 平成28年2月5日に締結した「社会復帰対策協議会広域連携

	協定」(14都府県)の連携強化を図る。
第6 委託講習 ～不当要求防止責任者講習～	<p>事業所に対する支援の一環として、鳥取県公安委員会から受託した暴力団対策法第14条第2項の「不当要求防止責任者講習」については実施回数30回以上とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種業界、事業所等への積極的な働きかけにより、未選任事業所に対する「選任届」の推奨と、選任時講習の計画的な実施 ○ 講習教材の充実 <p>等によりの確な推進を図る。</p>
第7 被害者救援	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団員による不当な行為の被害者の保護、救済を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団員による傷害事件等の被害者に対する「見舞金」の支給 ○ 暴力団を相手とする各種民事訴訟の当事者に対する「訴訟費用の無利子貸付」 ○ 民事介入暴力事案に対する民暴弁護士の紹介 <p>その他の事業を行う。</p> 2 「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」犯罪被害者支援センター等関係組織と連携し、的確な業務を推進する。
第8 組事務所使用差止請求	<p>暴力団の組事務所の使用により付近住民等(付近において居住し勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するため、付近住民等から委託を受け民事訴訟(組事務所使用差止訴訟)請求関係業務を行う。</p>
第9 調査研究等	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記各事業の効果的な推進と、職員の知識技能向上のために、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国暴力追放運動推進センター等が主催する会議、講演会、研修会等への参加 ○ 新聞、刊行物等の活用による暴力団の活動実態調査等を行う。 2 その他、財団並びに都道府県センターとして、事業を推進するために必要と認められる上記第1～8に付帯する事業を行う。